

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第78号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市市民スポーツ会館の利用料金の上限額の適正化を図るため京都市市民スポーツ会館条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

(1) 利用料金（超過利用料金を除く。）

区 分				利 用 料 金			
				改 正 前		改 正 後	
				アマチュア スポーツ	そ の 他	アマチュア スポーツ	そ の 他
体育室	体育館 競技場 の全面 と併用 する場 合	日曜日等	午前8時から正午まで	円	円	円	円
				9,050	24,480	<u>9,210</u>	<u>24,930</u>
			午前9時から正午まで	7,200	22,620	<u>7,330</u>	<u>23,040</u>
			午後1時から午後5時まで	12,340	36,000	<u>12,570</u>	<u>36,660</u>
			午後5時30分から午後10時まで	21,600	63,770	<u>22,000</u>	<u>64,950</u>
			午後5時30分から午後9時まで	16,450	49,370	<u>16,760</u>	<u>50,280</u>
			午前8時から午後10時まで	42,990	124,250	<u>43,780</u>	<u>126,540</u>
			午前8時から午後9時まで	37,840	109,850	<u>38,540</u>	<u>111,870</u>
			午前9時から午後10時まで	41,140	122,390	<u>41,900</u>	<u>124,650</u>
		午前9時から午後9時まで	35,990	107,990	<u>36,660</u>	<u>109,980</u>	
		その他の日	午前8時から正午まで	7,710	19,020	<u>7,850</u>	<u>19,380</u>
			午前9時から正午まで	6,170	17,480	<u>6,280</u>	<u>17,800</u>
			午後1時から午後5時まで	9,250	26,740	<u>9,420</u>	<u>27,230</u>
			午後5時30分から午後10時まで	17,480	50,400	<u>17,800</u>	<u>51,330</u>
			午後5時30分から午後9時まで	13,370	39,080	<u>13,610</u>	<u>39,800</u>
			午前8時から午後10時まで	34,440	96,160	<u>35,070</u>	<u>97,940</u>
午前8時から午後9時まで	30,330		84,840	<u>30,880</u>	<u>86,410</u>		

			午前9時から午後10時まで	32,900	94,620	<u>33,500</u>	<u>96,360</u>	
			午前9時から午後9時まで	28,790	83,300	<u>29,310</u>	<u>84,830</u>	
	その他	日曜日等	全面利用(1時間につき)	1,850		1,880		
		その他の日		1,540		1,570		
第1会議室	体育館競技場の全面と併用する場合		午前8時から正午まで	2,980		3,030		
			午前9時から正午まで	2,360		2,400		
			午後1時から午後5時まで	2,360		2,400		
			午後5時30分から午後10時まで	5,140		5,230		
			午後5時30分から午後9時まで	3,900		3,980		
			午前8時から午後10時まで	10,480		10,660		
			午前8時から午後9時まで	9,240		9,410		
			午前9時から午後10時まで	9,860		10,030		
			午前9時から午後9時まで	8,620		8,780		
		その他		午前8時から正午まで	4,830		4,920	
			午前9時から正午まで	4,210		4,290		
			午後1時から午後5時まで	5,860		5,970		
			午後5時30分から午後10時まで	8,020		8,170		
			午後5時30分から午後9時まで	6,780		6,910		
			午前8時から午後10時まで	18,710		19,060		
			午前8時から午後9時まで	17,470		17,800		
			午前9時から午後10時まで	18,090		18,430		
			午前9時から午後9時まで	16,850		17,170		
	第2会議室, 第3会議室及び第4会議室	体育館競技場の全面と併用する場合		午前8時から正午まで	1,850		1,880	
			午前9時から正午まで	1,540		1,570		
			午後1時から午後5時まで	1,540		1,570		
			午後5時30分から午後10時まで	3,290		3,350		
			午後5時30分から午後9時まで	2,570		2,610		
			午前8時から午後10時まで	6,680		6,800		
			午前8時から午後9時まで	5,960		6,060		

		午前9時から午後10時まで	6,370	<u>6,490</u>
		午前9時から午後9時まで	5,650	<u>5,750</u>
その他		午前8時から正午まで	3,080	<u>3,140</u>
		午前9時から正午まで	2,770	<u>2,820</u>
		午後1時から午後5時まで	3,900	<u>3,980</u>
		午後5時30分から午後10時まで	5,140	<u>5,230</u>
		午後5時30分から午後9時まで	4,420	<u>4,500</u>
		午前8時から午後10時まで	12,120	<u>12,350</u>
		午前8時から午後9時まで	11,400	<u>11,620</u>
		午前9時から午後10時まで	11,810	<u>12,030</u>
		午前9時から午後9時まで	11,090	<u>11,300</u>

(2) 超過利用料金（1時間につき）

区 分			利 用 料 金			
			改 正 前		改 正 後	
			アマチュアスポーツ	そ の 他	アマチュアスポーツ	そ の 他
体育室	日曜日等	午後	円 3,080	円 9,250	円 <u>3,140</u>	円 <u>9,420</u>
		夜間	5,140	14,400	<u>5,230</u>	<u>14,660</u>
	その他の日	午後	2,570	6,680	<u>2,610</u>	<u>6,800</u>
		夜間	4,110	11,310	<u>4,190</u>	<u>11,520</u>
第1会議室		午後		610		<u>620</u>
		夜間		1,230		<u>1,250</u>
第2会議室, 第3会議室及び第4会議室		午後		300		<u>310</u>
		夜間		720		<u>730</u>

備考1 「午後」とは正午から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

2 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第78号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 体育室の項から第2会議室、第3会議室及び第4会議室の項までを次のように改める。

体育室	体育館競技場の全面と併用する場合	アマチュアスポーツ	A	9,210	A	7,850	12,570	9,420	C	22,000	C	17,800	E	43,780	E	35,070
			F	38,540	F	30,880										
		B	7,330	B	6,280	D	16,760	D	13,610	G	41,900	G	33,500			
		H	36,660	H	29,310											
	その他	A	24,930	A	19,380	36,660	27,230	C	64,950	C	51,330	E	126,540	E	97,940	
		F	111,870	F	86,410											
		B	23,040	B	17,800	D	50,280	D	39,800	G	124,650	G	96,360			
		H	109,980	H	84,830											
	その他	全面利用(1時間につき)											1,880	1,570		
	部分利用別に定める。															
第1会議室	体育館競技場の全面と併用する場合	A	3,030	2,400					C	5,230			E	10,660		
		F	9,410													
	B	2,400	D	3,980	G	10,030										
	その他	A	4,920	5,970					C	8,170				E	19,060	
		F	17,800													
		B	4,290	D	6,910	G	18,430									
H		17,170														
第2会議室、第3会議室及び第4会議室	体育館競技場の全面と併用する場合	A	1,880	1,570					C	3,350			E	6,800		
		F	6,060													
	B	1,570	D	2,610	G	6,490										
	その他	A	3,140	3,980					C	5,230				E	12,350	
		F	11,620													
		B	2,820	D	4,500	G	12,030									
		H	11,300													

「

円	円	円	円
3,080	2,570	5,140	4,110

別表第2備考以外の部分中	9,250	6,680	14,400	11,310	を
	610		1,230		
	300		720		

「

円	円	円	円
3,140	2,610	5,230	4,190
9,420	6,800	14,660	11,520
620		1,250	
310		730	

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市市民スポーツ会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市市民スポーツ会館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)